

## 議員提出議案第1号

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年3月19日

取手市議会議長 入江 洋一 殿

提出者	取手市議会議員	齋藤 久代
	〃	結城 繁
	〃	山野井 隆
	〃	細谷 典男
	〃	佐藤 隆治
	〃	関戸 勇

### 提案理由

幅広い一般質問を展開できるようにするため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(質問の方法) 第63条の2 質問は、論点を明確にするため、一問一答の方法で行う。<u>ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p>	<p>(質問の方法) 第63条の2 質問は、論点を明確にするため、一問一答の方法で行う。</p>

### 付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。